

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	子ども医療費支給事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小郡市は、子ども医療費支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

小郡市長

## 公表日

令和3年8月5日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費支給事務
②事務の概要	<p>子ども医療費にかかる保護者(子育て世帯)の負担を軽減することを目的に、子ども医療費の助成制度を実施</p> <p>1、出生、転入、生保廃止等に伴う受給資格認定申請審査及び医療証の発行 2、保護者の所得状況を把握し、県補助対象(児童手当法による所得制限)を確認 3、市外転出、死亡、生保開始、所得超過等による医療証の返還 4、戸籍届出、転居等による医療証の変更 5、医療費の一部負担金の助成</p> <p>特定個人情報ファイルは、子ども医療の認定審査(補助対象の把握を含む)・受給者の現況把握に使用する。</p>
③システムの名称	・Acrocity子ども医療、MICJET番号連携サーバ、中間サーバー、行政基本システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療受給資格認定台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・小郡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第41号。以下「マイナンバー条例」という。)第4条 別表第1第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・マイナンバー条例第4条 別表第2第1項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども・健康部子ども育成課
②所属長の役職名	子ども育成課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	経営政策部総務広報課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども・健康部子ども育成課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I-5. -②所属長	国保年金課長 井手 雅博	国保年金課長 橋本 昭泰	事後	
平成30年7月31日	表紙 評価書名	乳幼児医療費支給事務 基礎項目評価書	子ども医療費支給事務 基礎項目評価書	事後	
平成30年7月31日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	乳幼児医療費支給に関する事務における	子ども医療費支給に関する事務における	事後	
平成30年7月31日	I-1. -①事務の名称	乳幼児医療費支給事務	子ども医療費支給事務	事後	
平成30年7月31日	I-1. -②事務の概要	乳幼児医療費にかかる	子ども医療費にかかる	事後	
平成30年7月31日	I-1. -②事務の概要	乳幼児医療費の助成制度	子ども医療費の助成制度	事後	
平成30年7月31日	I-1. -②事務の概要	特定個人情報ファイルは、乳幼児医療の	特定個人情報ファイルは、子ども医療の	事後	
平成30年7月31日	I-1. -③システムの名称	・Acrocity乳幼児医療	・Acrocity子ども医療	事後	
平成30年7月31日	I-2. 特定個人情報ファイル名	乳幼児医療受給資格認定台帳ファイル	子ども医療受給資格認定台帳ファイル	事後	
平成30年7月31日	I-5. -①部署	保健福祉部国保年金課	子ども・健康部子ども育成課	事後	
平成30年7月31日	I-5. -②所属長	国保年金課長 橋本 昭泰	子ども育成課長	事後	
平成30年7月31日	I-7. -連絡先	総務部総務課	経営政策部総務課	事後	
平成30年7月31日	I-7. -連絡先	保健福祉部国保年金課	子ども・健康部子ども育成課	事後	
令和1年6月28日	新様式への変更		新様式追加項目への記載	事後	
令和2年4月1日	I-7. -請求先	経営政策部総務課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111	経営政策部総務広報課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111	事後	
令和3年7月15日	I-3. 法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づき制定する独自利用事務に関する条例	・番号法第9条第2項 ・小郡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第41号。以下「マイナンバー条例」という。)第4条 別表第1第1項	事後	
令和3年7月15日	I-4. -②法令上の根拠	番号法第19条第14号	・番号法第19条第9号 ・マイナンバー条例第4条 別表第2第2項	事前	令和3年9月1日施行の番号利用法改正に伴う修正
令和3年7月15日	II-1 対象人数	平成30年7月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年7月15日	II-2 取扱者数	平成30年7月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	